

定期健康診断における有所見率の改善 に向けた取組について

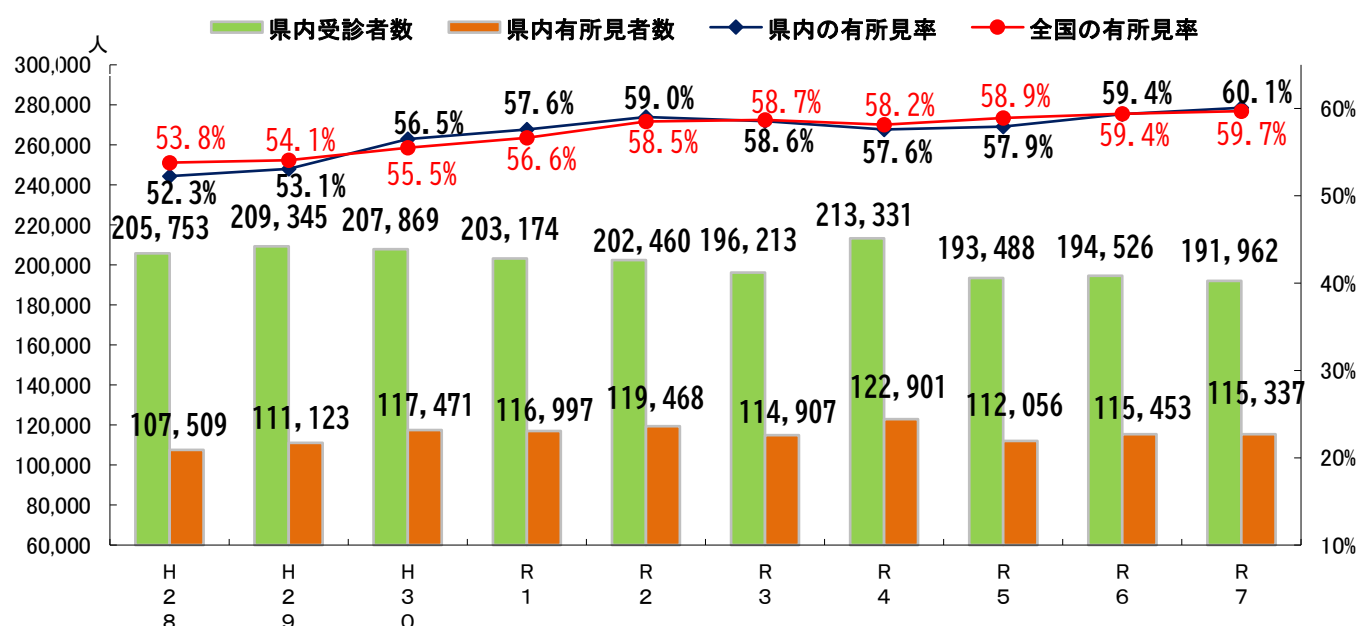
— 岡山労働局・各労働基準監督署 —

1. 定期健康診断における有所見率の現状について

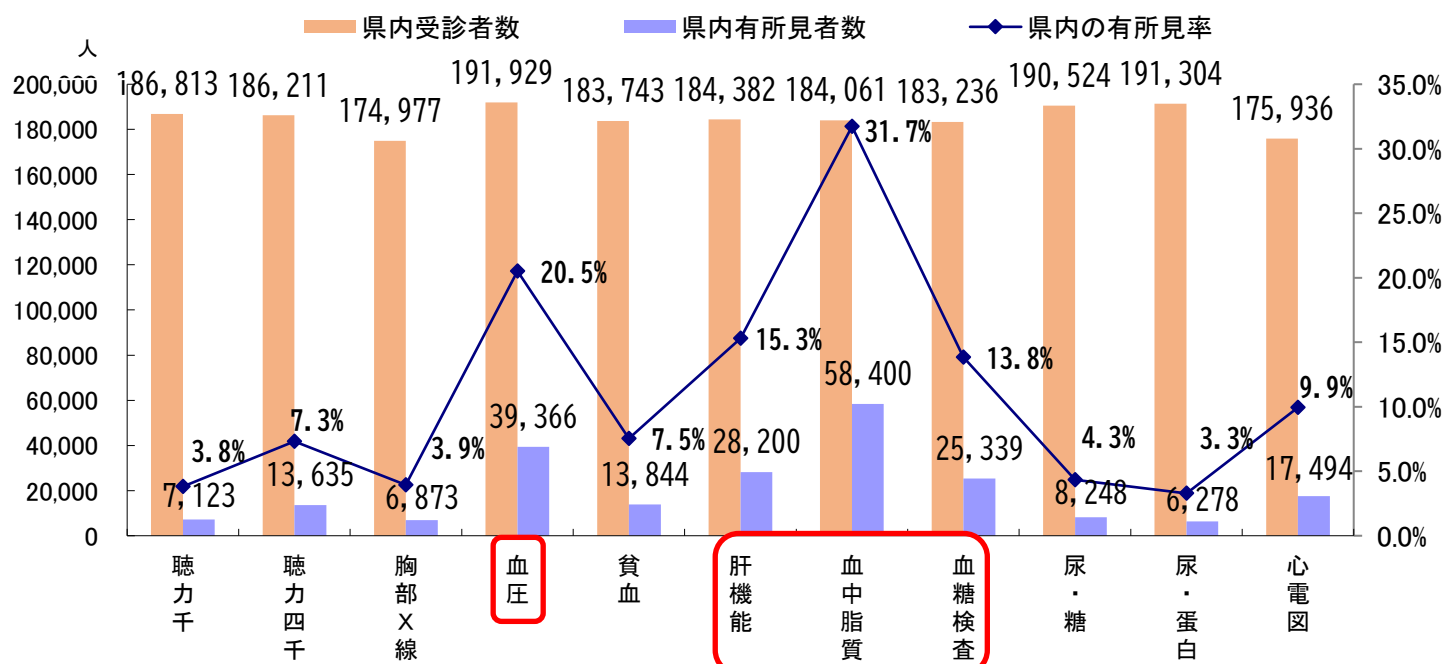
近年、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合（＝有所見率※）は高い数値を示しています。全国及び岡山県では平成15年以降年々高くなり、令和7年には全国 59.7%、岡山 60.1%に達しており、健康診断受診者の約6割に何らかの所見がある状態となっています。【表1参照】

これを検査項目別にみると、生活習慣病とも関連の深い「血中脂質」、「血圧」、「肝機能」、「血糖」等の各検査において、高い有所見率を示しています。【表2参照】 ※有所見率＝有所見者数／受診者数×100（%）

【表1】 定期健康診断における有所見率の推移（全国・岡山県）



【表2】 定期健康診断における検査項目別有所見率（令和7年・岡山県）



2. 有所見率改善のために取り組むべき事項について

事業者は、健康診断、ストレスチェック、面接指導、健康測定等により、心身の健康状態を継続的に把握し、労働者の健康状態に応じて、運動や栄養、メンタルヘルスなどの保健指導等を行いましょう。

また、長時間労働者で疲労のある労働者には、医師等からの面接指導を行いましょう。

(1) 衛生委員会等における調査審議 【安衛法第 18 条・安衛則 22 条】

衛生委員会又は安全衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項について調査審議を行いましょう。⇒「①定期健康診断の結果 ②その結果に対する対策の樹立 ③労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成」など

(2) 定期健康診断等における診断項目の取扱い等 【安衛法第 66 条・安衛則 44 条】

血糖検査、貧血検査等を省略する場合 (35 歳と 40 歳以上の者を除く) は、一律的な省略ではなく、経時的な変化や自他覚症状を勘案するなど、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合のみ可能です。(原則、全ての健診項目の実施が必要) (H29.8.4 基発 0804 第 4 号)

* 有害な業務で歯科健康診断(6 月以内ごとに 1 回)を行った時は、労働者の人数にかかわらず、歯科健康診断結果報告書(様式第 6 号の 2)で報告する。(令和 4 年 10 月以降) (R4.4.28 基発 0428 第 1 号)

(3) 健康診断結果についての医師等からの意見聴取 【安衛法第 66 条の 4・安衛則第 51 条の 2】

定期健康診断の結果、検査項目に異常所見があると診断された労働者

⇒当該労働者の健康を保持するために必要な措置⇒医師等からの意見聴取を行いましょう。

* 医師から「通常勤務」、「就業制限」、「要休業」に係る意見を聴取。内容は個人票に記載する。

* 定期健康診断において、労働者の労働時間、業務内容等の情報を、医師等に求められた場合は、速やかに提供すること。(平成 29 年 6 月 1 日改正)

(4) 健康診断実施後の措置 【安衛法第 66 条の 5】

前記(3)医師等からの意見を勘案し、必要がある場合には労働者の実情を考慮⇒就業場所の変更、作業の転換、所定労働時間の短縮、時間外労働の制限を行い、業務の負担を軽減する措置を講じましょう。⇒作業環境等に問題が認められる場合には、作業環境測定の実施、施設設備の整備等の措置を講じましょう。

(5) 健康診断の結果の通知 【安衛法第 66 条の 6・安衛則第 51 条の 4】

定期健康診断を実施した労働者全員に、その結果を遅滞なく通知しましょう。

(6) 医師等による保健指導の実施 【安衛法第 66 条の 7】

定期健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師・保健師による保健指導を行うよう努めましょう。⇒①食生活の改善 ②日常生活面の指導 ③健康管理の情報提供 ④再検査・精密検査の受診勧奨 ⑤治療勧奨など

(7) 医師による面接指導の実施 【安衛法第 66 条の 8、8 の 2、8 の 4・安衛則第 52 条の 2、3、8】

時間外・休日労働が 1 月 80 時間超＋疲労の蓄積＋労働者の申出⇒医師による面接指導を行うこと。研究開発従事者は時間外・休日労働が 1 月 100 時間超⇒労働者の申出なしで医師による面接指導が義務化されました。(平成 31 年 4 月 1 日施行)

(8) ストレスチェックの実施 【安衛法第 66 条の 10・安衛則第 52 条の 9】

常時使用する労働者に対し 1 年以内に 1 回定期的にストレスチェックを実施⇒面接指導(高ストレス者申出)、集団分析の実施⇒監督署へ報告書提出 * 50 人未満の事業場は R10.4~ 実施義務化

(9) 健康教育等の実施 【安衛法第 69 条】

労働者に対する健康教育・健康相談、健康の保持増進を図るため必要な措置⇒継続的かつ計画的に行うよう、努めましょう。

(10) 定期健康診断結果の保険者への提供 【高確法第 27 条第 3 項】

労働者の定期健康診断の結果について、健保組合等保険者がその写しの提供を求めた場合には、特定健康診査に相当する項目の提供が義務付けられていますので、ご協力をお願いします。